

京都市上下水道局告示第6号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者としての営業の廃止届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成16年5月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村憲次

廃止届出業者名

京都市西京区大原野灰方町265番地の1

株式会社ジェイ・アイ・ティー

代表取締役 高木敏彦

廃止届出年月日

平成16年4月14日

(上下水道局下水道部管理課)